

●都市機能誘導施設の位置づけ（案）

- ・行政施設 … 市役所、行政サービス窓口
- ・医療施設 … 病院、診療所
- ・福祉施設 … 老人福祉センター、高齢者福祉施設(通所型)、地域包括支援センター
- ・子育て支援施設 … 子育て支援センター、幼稚園、保育所、認定こども園、乳幼児一時預かり施設
- ・教育施設 … 小学校、中学校、高等学校、放課後児童クラブ
- ・商業施設 … 店舗面積 1,500 m²以上の商業施設、小規模店舗（コンビニ等）
- ・文化施設 … 図書館、市民交流施設、歴史・文化施設
- ・金融施設 … 銀行、信用金庫、郵便局

現在の立地状況（徒歩 800m 圏内）

大分類	小分類	鷺津駅周辺	新所原駅周辺	新居町駅周辺
行政施設	市役所	×	×	×
	行政サービス窓口	×	○	×
医療施設	病院	○	○	×
	診療所	○	○	○
福祉施設	老人福祉センター	×	×	×
	高齢者福祉施設(通所型)	○	○	○
	地域包括支援センター	×	×	×
	障がい者支援施設	×	×	×
子育て支援施設	子育て支援センター	×	×	×
	幼稚園	○	×	×
	保育所	○	×	×
	認定こども園	×	×	×
	乳幼児一時預かり施設	○	×	×
教育施設	小学校	○	×	×
	中学校	○	×	×
	高等学校	○	×	○
	放課後児童クラブ	○	×	×
商業施設	商業施設	○	○	○
	小規模店舗（コンビニ等）	○	○	○
文化施設	図書館	×	×	○
	市民交流施設	×	×	×
	歴史・文化施設	○	×	○
金融施設	銀行	○	×	×
	信用金庫	○	○	○
	郵便局	○	○	○

都市機能誘導施設

大分類	小分類	鷺津駅周辺	新所原駅周辺	新居町駅周辺
行政施設	市役所	○	×	×
	行政サービス窓口	○	●	×
医療施設	病院	●	×	×
	診療所（内科、外科）	●	●	●
福祉施設	老人福祉センター	○	×	×
	高齢者福祉施設(通所型)	●	●	●
	地域包括支援センター	○	×	×
	障がい者支援施設	○	○	×
子育て支援施設	子育て支援センター	○	○	×
	幼稚園	●	×	×
	保育所	●	×	×
	認定こども園	○	×	×
	乳幼児一時預かり施設	●	○	×
教育施設	小学校	●	×	×
	中学校	●	×	×
	高等学校	×	×	×
	放課後児童クラブ	●	○	○
商業施設	商業施設	●	●	○
	小規模店舗（コンビニ等）	●	●	●
文化施設	図書館	○	×	×
	市民交流施設	○	×	×
	歴史・文化施設	●	×	●
金融施設	銀行	●	×	×
	信用金庫	●	●	●
	郵便局	●	●	●

種別	分類
○誘導型	当該都市機能誘導区域内に立地しておらず、新規誘導を図るため、誘導施設に設定する。
●維持・充実型	当該都市機能誘導区域内に既に立地しており、その維持や更なる充実を図るため、誘導施設に設定する。

各施設の定義

大分類	小分類	定義
行政施設	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	行政サービス窓口	各証明書の発行などの一部事務を行う市役所の窓口機能を有する施設
医療施設	病院	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所のうち、内科・外科のいずれかを診療科目としているもの
	診療所（内科、外科）	
福祉施設	老人福祉センター	老人福祉法第20条の7に規定する施設
	高齢者福祉施設(通所型)	老人福祉法第5条の3に規定する施設
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
子育て支援施設	子育て支援センター	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又は保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設
	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園
	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	乳幼児一時預かり施設	一時預かり事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営する施設
教育施設	小学校	学校教育法第1条に規定する学校
	中学校	
	高等学校	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営する施設
商業施設	商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,500㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）
	小規模店舗	食品や日用雑貨など多数の品種を扱う小規模な店舗（コンビニエンスストア等）
文化施設	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館
	市民交流施設	地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設
	歴史・文化施設	観光資源として地域の活力や魅力の向上といった効果を期待する施設

大分類	小分類	定義
金融施設	銀行	銀行法第 2 条に規定する銀行、長期信用銀行法第 2
	信用金庫	条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫 農林水産業協同組合貯金保険法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する信用事業を行うもの
	郵便局	日本郵便株式会社法第 1 条に規定する郵便局